

18歳から大人です！

(令和4年4月1日～)

① 自覚して！ 「いつから成年になるの？」

生年月日	成年になる日	成年になる年齢
2003年4月2日 ～2004年4月1日生まれ (高校3年生)	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ (高校1、2年生)	18歳の誕生日	18歳

② 知って！ 「成年になると何が変化するの？」

【ワーク】 どちらに当てはまるか番号を振り分けしてみよう！

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- ①自分の名前で契約する
・スマートフォンを購入する ・ローンを組む ・クレジットカードをつくるなど
- ②10年有効のパスポートを取る
- ③飲酒をする ④喫煙をする
- ⑤競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券を買う
- ⑥中型自動車運転免許を取る ⑦結婚をする

18歳(成年)になったらできなくなること
未成年者取消し

③相談して！「県内の若者に多いトラブル」

販売購入形態	18～19歳 相談割合	20～22歳 相談割合
通信販売	57.5%	41.4%
店舗での購入	13.3%	18.4%
訪問販売	7.1%	8.6%
マルチ・マルチまがい	5.0%	12.7%
その他	17.1%	18.9%

(出典)PIO-NET 静岡県の契約当事者18～22歳の2019年度消費生活相談件数

18～19歳の約6割が“通信販売”に関する相談
20～22歳ではマルチが急増

ケース①

知り合いから誘われた
儲け話に注意！

SNSで知り合った人から「入会金30万円で簡単に儲かる方法を教えてあげる」と勧誘され、「お金が無い」と断ったが、「すぐに元が取れるので、消費者金融で借金すれば良い」と言われ、契約した。しかし全く儲からず、焦っていると「誰かを紹介すればマージンが貰える」と言われ、友人を紹介してしまった。

被害者から加害者へ！！



ケース②

お試しで購入した
つもりが、定期購入に!?

インターネットで「初回500円」と書かれた化粧品の広告を見つけ申し込んだ。数日後、商品を受け取ったが、同梱されていた書類に次回の発送日が記載されており、6回の定期購入になっていることがわかった。

通信販売はクーリング・オフできません！



困ったときは、消費者ホットライン188まで！

【解説】

① 自覚して！「いつから成年になるの？」

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。

2003年4月2日～2004年4月1日に生まれた高校3年生は、来年の4月1日からみんな一斉に成年になります。2004年4月2日以降に生まれた高校1、2年生は、18歳の誕生日を迎えると、成年になります。来年から、3年生の同じクラスに、成年と未成年が混在することになります。

② 知って！「成年になると何が変化するの？」

<ワーク回答>

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<p>①自分の名前で契約する</p> <ul style="list-style-type: none">・スマートフォンを契約する・ローンを組む・クレジットカードをつくる・一人暮らしのためにアパートを借りる等 <p>②10年有効のパスポートを取る</p> <p>⑦結婚する</p> <p>男性は18歳(これまでと変わらない) 女性は16歳から18歳へ</p>	<p>③飲酒をする</p> <p>④喫煙をする</p> <p>⑤競馬、競輪、オートレース、競艇 の投票券を買う</p> <p>⑥中型自動車運転免許を取る</p>

成年になっても、これまでと同じで20歳にならないとできないこともあるので、注意してください。
成年になったらできなくなることもあります。

18歳(成年)になったらできなくなること 未成年者取消し

未成年者が親の同意を得ずにした契約は、原則取り消すことができます。社会経験の少ない若者を悪質商法などから保護するために、未成年者の契約は親の同意が必要と法律で定められているからです。
悪質業者は、未成年者の契約であったことを理由に契約を取り消されては困るので、親の同意が不要となる新成人をねらっています。

成年年齢が18歳となることにより、高校3年生の同じクラス内でも、18歳になっていない未成年の生徒は未成年者取消ができ、誕生日を迎えて成年となった生徒は契約を取り消せない、というような事態も起こり得ます。成年になってからの契約は、慎重に、よく考えてからにしましょう。

③ 相談して！「県内の若者に多いトラブル」

表は、静岡県内の18歳から22歳までの若者から寄せられた消費生活相談を、未成年(18～19歳)と成年(20～22歳)でわけて、販売購入形態別に割合を出したものです。通信販売に関する相談が両者とも一番多いですが、未成年では約6割と突出しています。また、成年になると、マルチ・マルチまがいのようなもうけ話に関する相談が格段に増えています。全国的にも、成年になったばかりの20歳代前半に多いトラブルが、もうけ話に関するものと美容に関するものです。

<ケース1 補足>

・この事例の場合、友達を勧誘してしまうと、被害者の立場から、加害者になってしまいます。友達とトラブルになるなど、学生生活が台無しになってしまいます。楽にもうかる話はありません。怪しい話は、はっきりと断り、断れずに買ってしまったら、すぐにクーリング・オフしましょう。

※クーリング・オフとは、契約したあとに冷静に考え、期限内であれば契約を解除できる制度です。

クーリング・オフできるのは、以下の場合に限ります。

販売方法	特徴	期間
訪問販売、キャッチセールス、 アポイントメントセールス	不意打ち的に勧誘される(突然営業マンが家に来る、突然路上で呼び止められる、突然電話があり呼び出される)	8日
継続的なサービス	語学教室、エステ、家庭教師、塾など7業種。自分から店へ行って契約した場合もクーリング・オフできる。	8日
連鎖販売取引(マルチ商法、ネット ワークビジネスともいわれる)	先輩、友人、知人から「すぐに利益が出る」「人を紹介することでバックマージンが入る」などと誘われ、最初の名目は様々だが金銭的負担を求められる。	20日

・2020年2月に、外国為替相場の値動きを予想して投資する「バイナリーオプション」取引の情報を、県内の大学生が高額で買わされる被害が発生しました。犯人は、約500人の大学生らに40万から90万円ずつを支払わせ、総額2億円以上得ていたとされています。こうして得たお金で、高級ブランド品や高級レストランでの食事風景など、豪華な生活ぶりの様子をSNSで発信し大学生を信用させ、勧誘者を増やしていきました。大学生の中には消費者金融で多額の金額を借りており、借金だけが残ってしまうケースも見受けられました。

<ケース2補足>

・この事例は通信販売なので、クーリング・オフはできません。

・定期購入が条件であることなどは、ホームページ上で記載されているものの、文字が小さく分かりにくい場合があります。小さな文字も見逃さないように注意しましょう。また、商品の注文を確定する前に、最終確認画面でも定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品ができるかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。

困ったときは、消費者ホットライン188まで！

※通話料がかかります。(携帯通話料金無料プランの対象外です。)

若者による若者のための消費者教育 ～ 成年年齢引き下げに伴う消費者トラブル防止に向けて ～

(中部県民生活センター)

1 概要

当センターでは、管内の大学・高校等と協働し、学生自ら企画制作してもらう体験型消費者教育に取り組んでいる。

今年度は、成年年齢引き下げに伴う消費者トラブルの未然防止に向け、若者による若者のための啓発活動を実践する。

2 実施校

静岡サレジオ高等学校

3 内容、スケジュール

時 期	内 容
令和3年5月	実施内容の決定、参加学校の選定 ※常葉大学大学院星野教授に協力依頼
6月14日	参加学校における消費者教育講座実施(2年 152人参加)
6月～7月	協力生徒の募集・選定 ※静岡サレジオ高校教諭による
7月～12月	消費者トラブル防止のための啓発広告(コピー)、啓発グッズ(ノベルティ)の制作
令和4年2月～3月	消費者教育推進中部連絡会で発表 高校生によるSNS等の広報、啓発グッズの配布

4 過去の体験型消費者教育の実績

年 度	内 容	
H29	常葉大学の学生による消費者川柳カレンダーの制作 (大学生から、主に高齢者向けの啓発)	
H30	静岡大学の学生による架空請求被害防止講座・替歌のDVD等の制作 (大学生から、高齢者向けの啓発)	
R元	相良高校の生徒による小学生向けのネットトラブル防止教材の制作 ※静岡大学の塩田研究室との協働 (高校生から、小学生向けの啓発) ※消費者教育教材資料表彰 2020 優秀賞受賞教材	

令和3年度 ふじのくに消費者教育推進西部地域連絡会

(西部県民生活センター)

《第1回連絡会》

日時 令和3年6月17日(木) 午前10時半～12時まで

会場 浜松総合庁舎1階大会議室

議題 ・若者への消費者教育等について

・高齢者の見守りについて

・研修・講座のテーマについて

〔今年度の事業テーマはエシカル消費とし、他機関と連携した啓発事業の実施を検討する。〕

・新たな消費者基本計画の策定について

〈若者への消費者教育等について〉

成年年齢の引き下げに係る取組として、管内の全高校等において消費者教育出前講座等を実施することを目標とし、年度当初に実施予定がなかった学校にも再度実施を促した結果、管内全高校等において消費者教育を実施予定。

(単位：校)

		学校数	実施予定あり					実施予定なし	
			県 ※1	自校 ※2	その他 ※3	計	実施率	隔年実施 ※4	
県立 高校	全日制	32	21	11	—	32	100.0%	—	—
	定時制	6	4	1	—	5	83.3%	1	1
市立高校		1	1	—	—	1	100.0%	—	—
私立高校		12	2	9	1	12	100.0%	—	—
特別支援学校		12	9	1	1	11	91.7%	1	1
計		63	37	22	2	61	96.8%	2	2

※1 高校生消費者教育出前講座を実施

※2 自校において家庭科等の授業内で実施 ⇒ 別添、啓発資料(案)を配付予定

※3 私立高校 ⇒ 司法書士会が実施、特別支援学校 ⇒ 他校と合同実施

※4 前年度において生徒全員が高校生消費者教育出前講座を受講しているため、隔年での実施予定

〈参考：県政さわやかタウンミーティング〉

開催日 令和3年6月11日(金) 午前11時～12時

テーマ 消費者教育の推進について

参加者 静岡県消費者団体連盟西部支部員10人

概要 人々が集まる場所に出向けないコロナ禍における“新しい日常”を踏まえた啓発の仕組み作りの必要性、世代(高齢者、若者等)に応じた啓発手段の必要性等について意見を頂いた。

〈主な意見〉

- ・啓発手段としてH/PやQRコードの利用が進んでいるが、高齢者には使えない人も多いため、高齢者が手軽に情報入手できる手段も考えて欲しい。
- ・行政には学生、消費者、地域と連携し、縦割りでない仕事をして欲しい。
- ・自分達が勉強会等で学んだことを地域に広めていかなければいけない。インプットしたものはアウトプットする必要がある。 等

もうすぐ大人！ 知ってる？

若者を狙う消費者トラブル

18歳で大人の仲間入り！大人になるってなに？

民法の改正により、2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。
18歳になって大人になるとなにかが変わるのか、あなたは知っていますか？

18歳になったらできるようになること

- スマートフォンを購入する
- ローンを組む
- クレジットカードをつくる
- 一人暮らしの部屋を借りる
- 結婚する など

20歳にならないとできないこと

(今までと変わらないこと)

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券を買う

自分一人で
自由に契約できる！
でも…



未成年者

契約には親の同意が必要

親の同意を得ずに契約した場合、民法で定められた未成年者取消権により契約を取り消すことができる。

成年者

親の同意の必要なしに、自分で契約ができる

未成年者取消権によって契約を取り消すことができない。

民法改正後に成年者扱いとなり、社会経験の浅い18・19歳は悪質業者に狙われやすくなります！未成年のうちから契約に関する知識をつけておきましょう！

「自分は大丈夫」って思っていないですか？あなたの危険度をチェック！

- | | | | |
|--------------------------|-----|---|----|
| 1 私の個人情報、悪質業者に知られていると思う | Yes | • | No |
| 2 契約についての基礎知識は十分ある | Yes | • | No |
| 3 友人や知人からの評判が気になるほうだ | Yes | • | No |
| 4 親友のすすめならお金がいる話でも真面目に聞く | Yes | • | No |
| 5 何でも話せる友人や家族がいる | Yes | • | No |
| 6 気軽に相談するのはカッコ悪いと思っている | Yes | • | No |



「Yes」が2つ以上あった人は要注意！「大丈夫！」と書いていても、悪質業者は次々と新たな手法を使って、巧みに消費者をだまそうとしています。

よくある消費者トラブル

①フリマサービスでブランドの商品を購入したら、偽物だった！

フリマアプリで有名ブランドの長財布を購入したが、届いた商品は生地質感やロゴマークに違和感のある偽物だった。出品者に返品したいと申し出たところ、「本物を送った。返品の際に偽物にすり替えられる可能性がある」と返品を拒否され、アプリの運営事業者にも相談したが、「当事者間で話し合うように」と言われた。



ポイント

- フリマサービスは、個人同士の取り引き。「何かあったら自己責任」という意識を持ちましょう。
- 販売者は信用できるかしっかり確認し、利用規約をよく読んでから購入しましょう。

②友人の勧誘を信じて投資したのに儲からない…人に紹介するべき…？

仲の良い友人からいい話があると連絡があり、会って話を聞いた。友人は「投資で手軽に儲かる話がある」と言って、金融取引の話やいくら儲けているかなどを説明した後、取り引きのノウハウが入った50万円のUSBメモリの購入を勧めてきた。高額で払えないと言うと、学生ローンでお金を借りるよう言われた。悩んでいると「人を紹介すれば儲かる」と言われた。



ポイント

- 友人や知り合いから勧誘されてもきっぱりと断りましょう。
- 安易に借金をしないようにしましょう。

③お試して購入したつもりが、定期購入に!?

インターネットで「初回500円」と書かれた化粧品の広告を見つけ申し込んだ。数日後、商品を受け取ったが、同梱されていた書類に次回の発送日が記載されており、6回の定期購入になっていることがわかった。



ポイント

- 契約内容は最終確認画面までしっかり確認しましょう。
- SMSやメールで「不在通知」が届いても、記載されているURLには安易にアクセスしないようにしましょう。

④宅配業者からのSMS。個人情報を入力したら…!?

スマートフォンに宅配便の不在通知のSMSが届いたので、記載されていたURLにアクセスした。そのとき、氏名などの個人情報を入力して返信してしまったかもしれない。その後、約11万円がキャリア決済されていて、電子マネーが購入されいていることがわかった。

ポイント

- SMSやメールで「不在通知」が届いても記載されているURLには安易にアクセスしないようにしましょう。
- URLにアクセスした場合でも、ID・パスワード等を入力しないようにしましょう。

困ったときは、一人で悩まずすぐ相談！

静岡県西部県民生活センター

☎053-452-2299

月～金（9：00～16：00）（土日祝日を除く）

